

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 特別保護地区の指定(造林課)

休猟区の設定(〃)

銃猟禁止区域の設定(〃)

鳥獣保護区の存続期間の更新(〃)

告 示

鳥取県告示第八百六十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ第八項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十一条において準用する同規則第二十条の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面 積
久松山 鳥獣保 護区特 別保護 地区	鳥取市東町二丁目一〇四番地及び同市 上町固有林鳥取事業区四林班い小班の区 域	平成二年十一 月一日から平 成十二年十月 三十一日まで	五五ヘクタ ール

鳥取県告示第八百七十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十六条の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
大石 休猟区	<p>岩美郡国府町大字栃本内地内の主要地方道鳥取国府岩美線と県道土地栃本線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み、町道雨滝線に至り、同町道を南東に進み、鳥取地域森林計画の国府町に係る九十八林班と九十九林班との境界に至り、同境界を南方に進み、同町に係る九十八林班と百三林班との境界に至り、同境界を南方に進み、国有林鳥取事業区扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を南西、南東、東方、南方及び南西に進み、上地川左岸に至り、同川左岸を北西に進み、主要地方道国府八東線に至り、同主要地方道を北西に進み、県道土地栃本線に至り、同県道を北西に進み、町道菅野一号線に至り、同町道を南東に進み、農道菅野葛蒲ヶ平線に至り、同農道を南東に進み、山道（通称扇ノ山登山道）に至り、同山道を東方に進み、鳥取地域森林計画の国府町に係る百三十三林班と百三十四林班との境界に至り、同境界を北方に進み、大石川左岸に至り、同川左岸を北西に進み、町道大石一号線に</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>一、一四六ヘクタール</p>
岩坪 休猟区	<p>鳥取市小原内地内の主要地方道郡家鹿野気高線と県道河内鳥取線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南方に進み、市道岩坪一号線に至り、同市道を南東に進み、山道に至り、同山道を南東に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、同境界を西方に進み、鳥取市と鹿野町との境界に至り、同境界を北方に進み、国有林鳥取事業区猪呼谷国有林と民有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道河内鳥取線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>一、五三七ヘクタール</p>
大江東 休猟区	<p>八頭郡船岡町大字大江内地内の県道栃谷船岡線と町道中谷線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道大江志子部線に至り、同町道を東方に進み、同大字地内の赤倉神社入口に至り、同所から谷筋を北方に進み、民有林八頭森林計画区の船岡町に係る三十六林班丁小班と十六林班D小班との境界に至り、同境界を東方に進み、十五林班A小班と八林</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>七、七五五ヘクタール</p>

	<p>班C小班の境界に至り、同境界を尾根筋に北東に進み、県道志子部因幡船岡停車場線と町道志子部八東線との交点に至り、同所から同町道を東方に進み、船岡町と八東町との境界に至り、同境界を南方、東方、南東及び南西に進み、船岡町大字大江字大谷西平と同大字引尾谷との境界に至り、同所から尾根筋を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>牛 臥 休 獵 区</p>
	<p>八頭郡智頭町大字智頭地内の国道五十三号と国道三百七十三号の交点を起点とし、同所から国道五十三号を北西に進み、智頭町と用瀬町との境界に至り、同境界を北東、南東及び東方に進み、民有林八頭森林計画区の智頭町に係る百三林班と百二十二林班及び用瀬町に係る三十一林班との境界に至り、同境界を尾根筋に南方に進み、牛臥山山頂に至り、同所から尾根筋を南方及び東方に進み、海上山山頂に至り、同所から尾根筋を北方に進み、鳥取事業区青木園有林に至り、同園有林と民有林との境界を北東及び北方に進み、智頭町と船岡町との境界に至り、同境界を東方に進み、同園有林の北東端の境界</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>一、五〇〇 ヘクタール</p>
	<p>石標十七号に至り、同石標から同園有林と民有林との境界を南方及び西方に進み、林道浅見谷線の終点に至り、同林道を南方に進み、町道浅見線に至り、同町道を南方に進み、主要地方道津山智頭八東線に至り、同主要地方道を西方及び南方に進み、国道五十三号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>旭 西 休 獵 区</p>
<p>野 井 倉 休 獵 区</p>	<p>東伯郡三朝町大字牧地内の国道百七十九号と同町大字恩谷の谷川(通称恩谷川)との交点を起点とし、同所から同国道を南方に進み、主要地方道江府中和用瀬線に至り、同主要地方道を西方に進み、県道福本関金線に至り、同県道を南西及び北方に進み、主要地方道倉吉福本線に至り、同主要地方道を北方に進み、倉吉市と三朝町との境界に至り、同境界を北東に進み、三朝町大字牧及び同町大字大栴との境界に至り、同境界を南東に進み、恩谷川に至り、同川を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>一、五九九 ヘクタール</p>
<p>平成二年十一月一日から平</p>	<p>一、九七七 ヘクタール</p>		

線との交点を起点とし、同所から主要地方道東伯野添線を南西及び東方に進み、主要地方道倉吉江府溝口線に至り、同主要地方道を南西に進み、同主要地方道と東伯町大字野井倉字一向平六八八の四及び国有林倉吉事業区六十八林班との交点に至り、同所から関金町と東伯町との境界を西方に進み、同境界と同事業区七十林班との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界を北西に進み、同事業区七十六林班及び千三十七林班との交点に至り、同所から同事業区七十六林班と千三十七林班との境界を北西に進み、同事業区七十七林班との交点に至り、同所から同事業区七十七林班と千三十七林班との境界を北東に進み、民有林との境界に至り、同境界を北西及び北東に進み、同事業区千三十五林班との交点に至り、同所から同事業区七十九林班と千三十五林班との境界を西方に進み、同事業区八十林班との交点に至り、同所から同事業区八十林班と千三十六林班との境界を北西に進み、同事業区八十一林班との交点に至り、同所から同事業区八十一林班と千三十六林班との境界を北西及び北東に進み、

成十二年十月三十一日まで

	<p>民有林との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界を北西及び北東に進み、船上山登山道との交点に至り、同登山道を東方に進み、主要地方道倉吉赤碕中山線に至り、同主要地方道を南方、北東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>一四〇ヘクタール</p>
<p>西伯 休獵区</p>	<p>西伯郡西伯町大字法勝寺地内の国道百八十号と県道西伯伯太線との交点を起点とし、同所から同国道を南方及び南東に進み、西伯郡西伯町と日野郡日野町との境界に至り、同境界を北方及び北西に進み、鳥取県と島根県との県境に至り、同境界を北西に進み、県道西伯伯太線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>九七五ヘクタール</p>
<p>大内 休獵区</p>	<p>日野郡溝口町岩立地内の主要地方道倉吉江府溝口線と県道金屋谷江府線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東方に進み、溝口町と大山町との境界に至り、同境界を南方に進み、溝口町と江府町との境界に至り、同境界を南西に進み、県道金屋谷江府線に至り、同県道を北西に進み、町道第二福永線との交点</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>九七五ヘクタール</p>

<p>下蚊屋 休猟区</p>	<p>日野郡江府町大字御机地内の主要地方道倉吉江府溝口線と県道如来原御机線との交点を起点とし、同所から主要地方道倉吉江府溝口線を北東に進み、瓜菜沢農道に至り、同農道を南方に進み、主要地方道江府中和用瀬線に至り、同主要地方道を西方に進み、県道如来原御机線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇五五 ヘクタール</p>
<p>湯河 休猟区</p>	<p>日野郡日南町湯河地内の主要地方道新見多里線と出立山道との交点を起点とし、同所から同山道を南西に進み、若松川右岸に至り、同川右岸を北西に進み、新屋部落に通じる山道(通称旧新屋越山道)に至り、同山道を北西に進み、町道内方線に至り、同町道を西方に進み、国道百八十三号に至り、同国道を北東に進み、湯河部落と河上部落との境界に至り、同</p>	<p>平成二年十一月一日から平成五年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇五五 ヘクタール</p>

境界を南東及び南西に進み、稲積山山頂に至り、同所から湯河部落と豊栄部落との境界を東方及び南方に進み、主要地方道新見多里線に至り、同主要地方道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第八百七十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面 積
<p>日野川 銃猟禁 止区域</p>	<p>日野川河川敷のうち国道九号米子道路から五百メートル上流の同川左岸に位置する大川樋門東側の木製標柱と対岸(右岸)の堤防上の木製標柱(十日市側の農道(通称下臺道)の終点の西側)を結ぶ</p>	<p>平成二年十一月一日から平成八年十月三十一日まで</p>	<p>二〇〇ヘク タール</p>

線から下流の日野川及び法勝寺川下流にかかる米川頭首工管理橋から下流の法勝寺川の両岸堤防裏側法肩の間の河川区域

鳥取県告示第八百七十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面 積
久松山 鳥獣保 護区	鳥取市丸山地内の県道伏野覚寺線と市道山の手通りとの交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道丸山町七号線に至り、同市道を北東に進み、同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同堤防に至り、同堤防を北東に進み、同堤防の	平成二年十一月一日から平成十二年十月三十一日まで	四六〇ヘク タール

東端に至り、同所から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺一号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を南東に進み、市道天徳寺通りに至り、同市道を南方に進み、十神林道の起点に至り、同所から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み、国有林石標三百九十四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方、南方及び北方に進み国有林石標四百五十四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み、市道東町十二号線に至り、同市道を南西に進み、市道山の手通りに至り同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域

発行 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

〔定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）〕